墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年１２月１０日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第４９号

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成２０年墨田区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「すべて」を「全て」に改める。

付則第４条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第４条　当分の間、第５条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

付　則

１　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の付則第４条の規定は、平成２６年１月１日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。